

## 承継等（譲渡・合併・分割・相続）の認可について

### 1 認可に係る共通事項

#### (1) 認可の基準について

- ・ 承継等ができるのは、「承継元」が有する「全ての許可業種」であり、「一部の許可業種のみ」は認められません。このため、「承継元」と「承継先」の許可業種が重複する場合は、承継等にあたり事前廃業の手続きが必要となる場合があります。

(例)

##### ① 「承継元」と「承継先」の許可業種が重複しない場合

「承継元」・・・土（特）、筋（一）、舗（一）、園（一）の4業種

「承継先」・・・建（特）、大（一）、左（一）の3業種

→ 【承継後】・・・土（特）、建（特）、筋（一）、舗（一）、造（一）、大（一）、左（一）の7業種

##### ② 「承継元」と「承継先」の許可業種が一部重複するが許可区分が同じ場合

「承継元」・・・土（特）、筋（一）、舗（一）、園（一）の4業種

「承継先」・・・建（特）、筋（一）、大（一）、左（一）の4業種

→ 【承継後】・・・土（特）、建（特）、筋（一）、舗（一）、園（一）、大（一）、左（一）の7業種

##### ③ 「承継元」と「承継先」の許可業種が一部重複するが許可区分が異なる場合

「承継元」・・・土（特）、筋（特）、舗（一）、園（一）の4業種

「承継先」・・・建（特）、筋（一）、大（一）、左（一）の4業種

→ 【承継後】・・・筋（特）と筋（一）の区分が異なるため「承継不可」となることから、事前廃業の手続きを行ったうえでの手続きが必要となります。

なお、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することになります。

例)・承継等の認可後、被承継者の未提出の決算報告書がある場合、承継者自身の決算報告とは別に被承継者の決算報告書を作成して提出する必要があります。

・経営事項審査において、完成工事高における虚偽申請が発覚した場合は建設業者としての営業停止等処分となります。

・認可の基準については建設業法第7条（特定建設業の場合は同法第15条）に規定する許可の基準と、欠格要件については同法第8条に規定する欠格要件と原則同様に取り扱うものとします。

※承継者について、経管・専技・社会保険・財産的基礎等の要件は原則新規許可と同様の基準で審査を行います。

#### (2) 許可の番号及び有効期間の取扱いについて

- ・承継人（相続人）が事業承継後（相続後）に使用する許可番号については、被承継人（被相続人）のものを引き続き使用することとなりますが、承継人（相続人）が建設業者である場合は、承継人（相続人）が使用する許可番号を選択することができます。

- ・有効期間については、その残存期間にかかわらず、承継のあった日から5年目の承継のあった日に対応する日をもって満了となります。

例) 承継日 (相続=死亡日) 令和3年4月1日 ※承継日 (相続=死亡日) も許可は有効  
 許可日 令和3年4月2日  
 許可有効期間 令和3年4月1日 ~ 令和8年4月1日 (5年と1日)  
 更新後の許可日 令和8年4月2日  
 更新後の許可有効期間 令和8年4月2日 ~ 令和13年4月1日 (5年)

### (3) 標準処理期間について

承継等の認可制度については、本県審査に係るノウハウの蓄積も浅いため、申請書を受理してから2~3ヵ月を目安としますが、補正等が発生した場合は超過することがありますので予めご了承下さい。

※従前の許可が更新期限を迎える場合は、更新申請を行った上で認可申請をご検討下さい。

### (4) 認可申請受付後の提出書類について

内部の本審査で内容に疑義が生じた場合は、別途確認書類や補正資料等を求めることとなります。また、承継人の事務所が被承継人と異なる場合は営業所調査を実施します。

その結果、認可の基準に適合しない場合や後日提出を要する書類が提出されない場合は、取り下げ書の依頼を行います。

なお、新設分割による申請で認可後に法令で定められた期限以内に提出がないことにより許可要件 (認可日=承継日時点) を確認できない場合は、事前認可の取消し処分の対象となり得るため、必ず期限以内に提出するようにお願いします。

例) ・常勤役員等 (経管※補佐者含む)、専任技術者の常勤性の確認資料・・・2週間以内  
 ・健康保険等の加入状況 (7号の3) 及び加入証明資料・・・2週間以内  
 ・登記事項証明書、定款、法人設立届又は事業開始届・・・30日以内

※本県審査担当と十分な打ち合わせを行い、認可通知書交付と同時に許可要件が確認できるように協力してください。

## 2 譲渡及び譲受け、合併、分割について

### (1) 共通事項

- ・認可にあたっては、事業承継の日の前に**あらかじめ申請**をする必要がある。(建設業法第17条の2第1項~第3項)

### (2) 認可の手続きについて

- ・審査の円滑な実施のため、事業承継の認可申請が必要となると見込まれる場合は、**必ず事業承継の日の2ヶ月前まで**に申し出、事前打ち合わせを行うこと。

### (3) 譲渡及び譲受け、合併、分割に関する契約書の写し等について

- ・譲渡及び譲受け、合併、分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること (株主総会の承認が不要な場合を除く)。

- ・分割が新設分割である場合、分割契約書・分割比率説明書、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出すること。
- ・譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。

※譲渡契約における認可の場合、譲渡先の法人が設立されていない状態では認可申請の主体が不確定であり、通常は申請を行うこと自体が不可能であると考えられますので、法人設立後に申請をお願いします。（法人未設立の場合、許可有効期間の始期日である譲渡日に許可要件に係る法的構成が不確実であり許可行政庁側が確認できないままの許可となりえる。）

※個人事業主が法人成り後の法人の1人代表取締役となる場合、法人の口座開設・税務署への法人設立届出以外の法人側としての職務が全く発生しないという根拠は乏しく、現在許可の建設業に係る職務（経管・専技等）があるため2人以上（個人事業主以外が代表取締役）の役員を設置すること。なお、諸事情により個人事業主が法人成り後の1人代表取締役として申請する場合は、認可申請書受理と同時に廃業届（法人設立日で廃業日記入）を提出すること。これをもって、許可要件の不足により認可ができない場合の本県の備えとする。

なお、認可処分を行えた場合は、認可通知交付時に廃業届は必ず返却します。

※健康保険加入に関しては、法人としても経管・専技としても譲渡日＝認可日の確実な加入を促すためにも、申請受理後に認可日以前の加入も認めることとするため、審査担当と十分に打ち合わせをしてください。

- ・株主総会の決議録等については、被承継人及び承継人それぞれについて提出すること。

### 3 相続について

#### (1) 申請要件等について

- ・相続による認可を受けようとする場合、相続人は、被相続人の**死亡後30日以内に申請**する必要がある。（建設業法第17条の3第1項）
- ・相続人が認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日までは、被相続人に対して行った建設業の許可は、その相続人に対して行ったものとみなす。（建設業法第17条の3第2項）

※相続による認可の場合、被相続人の死亡の時から適正な経管・専技がいることを立証できなければ許可要件を欠くことになるため認可はできません。

#### (2) 相続人同意書について

- ・申請人以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書を提出すること。

※被相続人と相続人との続柄を証する戸籍謄本等も提出。

### 4 その他

#### (1) 申請者の方へ

当該認可制度における申請は、廃業届と同様に建設業許可事業者としての地位喪失だけでなく、売上げや利益等の事業者全体の地位承継と捉えることができますので、その影響が非

常に大きいものとなります。そのため、本県窓口審査では本人の意思に基づく、真に権限のある者からの申請であるか等を、審査窓口におけるヒアリングや運転免許証・行政書士証等の確認を通じて慎重に行うこととしています。

その結果、申請内容や代理権行使に疑義がある場合は受理ができませんことになります。行政書士法に基づく代理権行使の場合、必ず委任状の提出をお願いします。後日、当該申請に関してトラブルが発生した場合（申請書虚偽記載、偽造添付書類、無権代理等）には、当該代理人の責任でご対応いただくことに加え、申請人への取消処分等もありえます。

※適法な代理人である行政書士からの受付・相談は事前予約の上で従来通り取扱います。

行政書士法違反による無権代理申請によるトラブル防止のための慎重な運用となります。

## (2) 受付窓口等について

- ・事業承継の認可については、当面の間、本庁（県庁建築指導課建設業係）にて行います。
- ・現在、審査の詳細な取扱いについて明確でない点があることから、審査に時間がかかる可能性があります。あらかじめ余裕をもって事前の準備、相談、申請をされるようお願いいたします。
- ・今後、取扱いの統一を図る目途が立ちましたら、出先機関（管轄の県土整備事務所建築指導課）での受付とする予定です。

## (3) 認可手続きに基づかない事業承継等について

- ・今回の法改正にかかわらず、従来の手続き（被承継者の廃業届出と承継者の新規申請の同時提出）による事業承継、法人成りも引き続き可能となりますので、許可までの時間を重視される場合は、従来の手続きをご利用ください。



(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡事業	19	11																		1. 一般 2. 特定															
商号又は名称のフリガナ	20	フ	ク	オ	カ	ケ	ン	セ	ツ																										
商号又は名称	21	福	岡	建	設																														
代表者又は個人の氏名のフリガナ	22	フ	ク	オ	カ			イ	チ	ロ	ウ																								
代表者又は個人の氏名	23	福	岡		一	郎													支配人の氏名																
主たる営業所の所在地市区町村	24	4	0	1	3	2	都道府県名	福岡県	市区町村名	福岡市博多区																									
主たる営業所の所在地	25	東	公	園	7	-	7																												
郵便番号	26	8	1	2	-	8	5	7	7	電話番号	0	9	2	-	6	5	1	-	1	1	1	2													
										ファックス番号	092-651-2223																								
法人又は個人の別	27	2	(1. 法人) 2. 個人	資本金額又は出資総額																法人番号															
兼業の有無	28	2	(1. 有) 2. 無	建設業以外に行っている営業の種類																															
許可番号	29	4	0	国主交通大臣 知事 許可 (特)	0	0	0	1	2	3	号	許可年月日	令和	0	1	年	0	7	月	0	1	日													

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先  
 所属等 総務課 氏名 福岡 二郎 電話番号 092-651-1111  
 ファックス番号 092-651-2222

記載要領

- 「地方整備局長 北海道開発局長 国土交通大臣 知事」及び「一般特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築一式工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工・コンクリート工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	洋防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 08「認可申請中において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請中において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば $\text{ㇿ}$ 又は $\text{ㇾ}$ のように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例  $\text{ㇿ}$ 株 $\text{ㇿ}$ A建設 $\text{ㇿ}$   
 $\text{ㇿ}$ 建設 $\text{ㇿ}$ 有 $\text{ㇿ}$ )

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	特例有限会社	(有)
合名会社	(名)	合資会社	(資)
合同会社	(合)	協同組合	(同)
協業組合	(業)	企業組合	(企)

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください

- 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば $\text{ㇿ}$ 又は $\text{ㇾ}$ のように1文字として扱うこと。
- 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 13「譲受及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 14「譲受及び譲受け後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「従たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば $\text{ㇿ}$ が $\text{ㇿ}$ 関2-1-13□のように記入すること。
- 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

福岡県内は本手引きの175頁市区町村コード表を参照してください。

- 16又は27のうち「資本金額 又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 17又は28のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 18「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 19「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 3 年 7 月 1 日

申請者 福岡県福岡市博多区東公園7-7  
株式会社 福岡建設  
代表取締役 福岡 一郎

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
福岡県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」





記載要領

- 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣  
知事」及び「一般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築一式工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工・コンクリート工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 08「認可申請中において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請中において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば~~キ~~又は~~ク~~のように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 

株	建	設	業
有	限	有	限
公	司	有	限

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)	合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)	協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)	企 業 組 合	(企)

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば~~キ~~又は~~ク~~のように1文字として扱うこと。
- 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「従たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば~~2~~が~~2~~1113□のように記入すること。
- 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 17又は28のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 18「認可申請中において合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 合併消滅法人（建設業者としての地位を継承させる者に限る。）が複数ある場合には、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

福岡県内は本手引きの175頁市町村コード表を参照してください。







様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

福岡県知事許可の建設業者が、国土交通大臣許可の業者又福岡県以外の都道府県知事許可の業者と譲渡及び譲受け・合併・分割の認可申請を行った場合に提出が必要です。

令和 3年 7月 1日

福岡県知事 殿

福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(株) 福岡建設

届出者 代表取締役 福岡 一郎

以下のとおり、国土交通大臣に  $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合 併} \\ \text{分 割} \end{array} \right\}$  の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	(株) 福岡建設
許可番号	福岡県知事許可（般－1）第 012345 号
許可を受けている建設業	土、と、舗

届出者の許可内容について記載

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	届出者と同一

譲受人等の許可内容について記載（届出者と同一の場合はその旨を記載する。）

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	田中株式会社
許可番号	国土交通大臣許可（特－29）第 543210 号
許可を受けている建設業	建、大、屋

譲受人等の許可内容について記載（届出者と同一の場合はその旨を記載する。）

(3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	九州地方整備局
	申請を行った日	令和 3年 6月 20日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和 3年 10月 20日

## 記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}
{	合併	}
{	分割	}

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2. (2) について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2. (1) 又は (2) について届出者と同じである場合には、名称の欄に「届出者と同じ」と記載することで、2. (1) 又は (2) の名称以外の部分については記載しない。





記載要領

- 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 03「被相続人の死亡日」の欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を継承した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築一式工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工・コンクリート工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばク又はハのように1文字として扱うこと。
- 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばク又はハのように1文字として扱うこと。
- 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13「相続後の主たる営業所の所在地」の欄又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば福が関2ー1ー13□のように記入すること。
- 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03ー5253ー8111□のように左詰めで記入すること。
- 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。  
「大臣  
「許可番号」の欄のコード  
知事」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

福岡県内は本手引きの175頁市区町村コード表を参照してください。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

福岡県知事許可に係る相続認可申請を、国土交通大臣許可に行った場合に提出が必要です。

届 出 書

令和 3年 7月 1日

福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡土木

届出者 福岡 二郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、~~相続人~~  
~~被相続人~~  
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~被相続人~~ 相続人 に関する事項

名称	福岡土木
許可番号	福岡県知事許可（般－1）第 012345 号
許可を受けている 建設業	大、と

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	届出者と同一

届出者の許可について記載（届出者が相続人であり、相続人の事項について届出する場合は、その旨を記載する。）

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	九州地方整備局
	申請を行った日	令和3年5月1日
被相続人の死亡日		令和3年4月20日

記載要領

- 「相続人  
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。